

# 公 告

物品調達契約を制限付き一般競争入札により実施するに当たり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成 23 年 10 月 20 日

青森県知事

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 品 名 男性警察官用短靴ほか
- (2) 規 格 9 に定める入札説明書による。
- (3) 数 量 9 に定める入札説明書による。
- (4) 納入期限 平成 24 年 2 月 24 日
- (5) 納入場所 別紙のとおり

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）第 5 で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A 等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成 12 年 1 月 21 日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（衣料品、皮革・ゴム製品又は保安用品）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は 1 (1) に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去 5 年の間に納入実績があることを証明した者であること。

#### (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 平成 23 年 10 月 27 日 15 時 00 分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県 出納局 会計管理課 物品調達グループ (青森県庁舎東棟1階)

3 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 2の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 平成23年10月20日から平成23年11月4日まで

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年11月7日 午前11時00分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

8 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

9 入札説明書

この公告に記載された事項に係る詳細については、入札説明書によるものとする。

(1) 交付場所 2の(2)のイに定める場所に同じ。

なお、青森県出納局会計管理課ホームページにおいて公開する。

(2) 交付期間 3の(2)に定める期間に同じ。

10 本公告に関する問い合わせ先

青森県 出納局 会計管理課 物品調達グループ

電話 017-734-9078

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。